

## 都市農業経営パワーアップ事業の運用について

	21 産労農振第 1943 号
	平成 22 年 4 月 1 日
一部改正	22 産労農振第 971 号
	平成 22 年 9 月 10 日
一部改正	23 産労農振第 1748 号
	平成 24 年 4 月 1 日
一部改正	24 産労農振第 1760 号
	平成 25 年 3 月 29 日
一部改正	25 産労農振第 1350 号
	平成 26 年 3 月 28 日

### 第 1 趣旨

都市農業経営パワーアップ事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付 21 産労農振第 1873 号、以下「実施要綱」という。）及び都市農業経営パワーアップ事業実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付 21 産労農振第 1917 号、以下「実施要領」という。）に基づく都市農業経営パワーアップ事業は、実施要綱、実施要領に定めるもののほか、この運用に定めるところにより実施するものとする。

### 第 2 事業実施の留意事項

#### 1 農業者の努力義務

本事業は、認定農業者等の組織する団体に対し、施設等を導入することで、農業経営を強化することを目的としていることから、農業者は、①農業経営簿記記帳等による経営管理、②家族経営協定等によるそれぞれの役割の発揮、③経営者マインドを発揮した経営改善の実行などに努めることとする。

#### 2 事業対象農地

事業対象となる農地は、事業実施主体の構成員が農業経営を行う農地のうち、市街化区域内においては、その半分以上が生産緑地でなければならない。ただし、特定市以外の区域では、この限りでない。

### 第 3 農業振興計画等

実施要領第 2 の 1 の区市町農業振興計画等とは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の他、次のものを言う。

- (1) 「東京農業振興プラン」（平成 13 年 12 月）に準じて区市町独自に策定した農業振興プラン
- (2) 農業単独での振興計画の策定が困難な区市町において策定された、産業振興計画等における農業振興に係る計画

### 第 4 事業実施主体の構成員

実施要領第 2 の 2 の事業実施主体の構成員は、農業粗収益が 300 万円以上の農業者等とする。ただし、農業粗収益が 300 万円に達しない者でも、地域農業に貢献しており、事業実施により目標年度に農業粗収益が 300 万円以上になることが見込める者で、区市町長の推薦を受けた者は対象者としてすることができる。

### 第 5 特認の手続

実施要領第 2 の 3 に基づく特認経営体の手続きは、区市町長が実施要領第 3 の 2 の実施計画認定申請の際に、特認協議書を知事に提出することにより行うものとする。

## 第6 事業費

事業費は、以下のとおりとする。

- (1) 1事業の最低事業費は5,000千円とする。ただし、特認経営体においては最低事業費を2,000千円とする。
- (2) 1事業の事業費の限度額は、100,000千円とする。
- (3) 1事業とは、同じ目的の下に実施するまとまりのある事業の単位を言う。

## 第7 補助対象施設等

- 1 実施要領第4の1にある、施設整備と一体的に行う必要がある生産基盤整備の例示としては、以下のものが挙げられる。
  - (1) 土の流失を防ぐための土留工
  - (2) 周囲の環境・景観に配慮したフェンス
  - (3) 果樹栽培時に必要な常設の防鳥ネット、防葉ネット
- 2 防災兼用農業用井戸の設置
  - (1) 防災兼用農業用井戸を単体で設置する場合には、当該区市町と災害時の近隣住民への支援、災害時に備えた保守点検、防災兼用農業用井戸の看板設置等に関する協定または覚え書きを取り交わすものとし、要綱第2の趣旨に鑑み、以下の①から③の要件を全て満たすことを条件とする。ただし、実施要領第3の1の(3)にある費用対効果の分析は不要とする。
    - ①災害時に備え、非常用電源の確保並びに機材の保守点検がなされること。
    - ②防災兼用農業用井戸単体にかかる設置費は、事業総単位数の1/10未満とすること。
    - ③要領第2の3に基づく特認経営体での設置は行わない。
  - (2) 施設と一体的に防災兼用農業用井戸を設置する場合には、当該区市町と上記(1)の協定または覚え書きを取り交わすよう努めるものとする。
- 3 事業費の10%以内で次のソフト事業を実施することができるものとする。ただし、上限は3,000千円とし、先進地視察等の事業実施前に行っておくべきものは対象としない。
  - (1) 事業PRのためのパンフレットやホームページ作成費
  - (2) アンテナショップ設置費
  - (3) その他、知事が特に認めた費用
- 4 事業実施主体が自費又は他の助成により実施中の事業を、本事業に切り替えて補助の対象とするとは認めないものとする。
- 5 補助の対象とする施設等のうち、次のものは対象外とする。
  - (1) トラック、トラクター、管理機等、通常の実産管理に必要な汎用作業機械など
  - (2) 耐用年数が5年未満のもの
  - (3) 1施設あたりの事業費が50万円未満のもの
  - (4) 暖房機や灌水施設等の付帯設備のみの整備
  - (5) 費用対効果が十分でないもの（ただし、防災兼用農業用井戸単体設置を除く。）
- 6 補助対象とする施設等は、新品のもの又は新設新築によるもののほか、中古のもの又は既存施設の有効利用等の観点からみて、地域の実情に照らし、適当と認められる場合には、増築、併設等を含むものとする。

また、地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施行としても差し支えない。その場合は、実施計画の中の施設整備計画を記述する場所に、「(直営)」と明記するものとする。

## 第8 一般的基準

実施計画等の作成に必要な農地等の数値については、農林業センサス、農林水産省統計情報部統計資料によるほか、区市町独自の調査資料に基づく数字がある場合には、これによることとして差し支えない。

## 第9 実施計画の承認

- 1 プレゼンテーションの実施

実施計画の承認に際し、実施要綱第6の(5)の特認経営体が事業実施主体となる場合は、推進協議会に対して事業の必要性等についてのプレゼンテーションを行うものとする。

また、特認経営体以外が事業実施主体となる場合においても、実施計画の内容により、知事が必要と認めるときは、プレゼンテーションを実施するものとする。

## 2 関係区市町の関与

関係区市町は、事業実施主体が特認経営体の場合、プレゼンテーションに同席し、特認の必要性の説明を行うものとする。

また、特認経営体以外が事業実施主体となる場合は、事業実施主体に代わり事業説明を行うことができるものとする。

## 第10 事業の評価

1 事業実施主体は、実施要領第7に定める実績報告において、事業の評価事項が次のいずれかに該当するときは、知事に対し改善計画（別記様式1）を提出し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、事業の実績を報告するものとする。

ただし、相当の理由により地域支援チームが改善計画は必要ないと判断した場合は、この限りではない。

(1) 共通目標の達成率が50%以下である場合

(2) 共通目標の達成率が70%以下であることが2か年継続する場合

(3) 目標年度の実績が事業計画時の数値を上回らない場合

2 前号の改善計画を達成させるため、地域支援チーム、又はその構成員は当該事業実施主体への指導を行うものとする。

## 第11 補助金交付決定前着工届

事業の着工（機械等の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、実施計画の承認がされ、かつ、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前着工届（別記様式2）に実施設計書を添付して、あらかじめ、事業実施主体の長が区市町長あて届け出るものとし、提出を受けた区市町は、その必要性を検討の上、知事に届け出るものとする。

なお、補助金交付決定前着工を実施した場合は、区市町長が提出する補助金交付申請書の備考欄に補助金交付決定前着工届の文書番号及び年月日等を記載しておくものとする。

## 第12 事業における消費税相当額の取扱い

補助事業の事業実施主体が、補助事業を実施する過程において、消費税法及び地方税法に規定する課税仕入れを行うときには、仕入れ先に対し消費税等相当額を含む支払を行うが、事業実施主体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税等相当額を仕入に係る消費税等相当額として、税務署に納める消費税等納付額から控除できる場合がある。この場合、当該事業実施主体に対する補助金の交付決定等の取扱いは、次によるものとする。

(1) 補助金の交付決定の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合には、この仕入税額控除対象額を除いた額について交付決定を行う。

(2) 補助事業の実績報告の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、精算条件を付した上で消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行うが、実績報告及び補助金の額の確定は、この仕入税額控除対象額を除いた額で行う。

(3) 補助金の額の確定後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、返還条件を付した上で消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行い、消費税相当額を含む額について補助金の額の確定を行うが、この仕入税額控除対象額が確定した段階でその額を返還させる。

## 第13 事業費の構成及び内容

1 事業費の構成は、その事業内容により差異があるが、原則として別表のとおりとし、単価及び歩掛りは、当該区市町において定める基準による等、地域の実情に即した適正な現地実行単価により算定

するものとする。また、事業又は施設の規模及び構造は、それぞれの目的に合致するものでなければならない。

なお、測量試験費等は事業対象経費として認めない。

## 2 事業費の構成内容は、次のとおりである。

### (1) 工事費

工事費は、工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する費用で、直接工事費、共通仮設費及び諸経費として現場管理費、一般管理費に区分する。それぞれの内容は次のとおりである。

#### ① 直接工事費

直接工事費は、労務費、材料費、直接経費等（その他工事の施行に直接必要な費用）であって、下記の②・③に掲げるもの以外のものとする。

#### ② 共通仮設費

共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

ア 運搬費－機材、建設機械の運搬に要する費用

イ 準備費－準備片付け、丁張り、伐開等に要する費用

ウ 事業損失防止施設費－工事施工に伴って発生する騒音、振動等事業損失を未然に防止するために要する費用

エ 安全費－交通安全整理等に要する費用

オ 役務費－材料置場、電力料金等に要する費用

カ 技術管理費－品質・出来高・工程管理に要する費用

キ 営繕費－現場事務所、試験室、労務者輸送など営繕に関する費用

ク その他－数種目に共通的なその他の仮設費

#### ③ 現場管理費

現場管理費は工事現場の管理をするために必要な共通仮設費以外の費用とし、次のとおりである。

労務管理費、地代、家賃、租税公課、保険料、退職金、福利厚生費、事務用品費、交通費、通信費、補償費、雑費等

#### ④ 一般管理費

一般管理費は、工事施工にあたり企業活動を継続運営するために必要な経費であり、次のとおりである。

役員報酬、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代、減価償却費、試験研究償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約補償費、株配当・役員賞与など不可利益等

### (2) 機械器具費

機械器具費は、機械器具の購入費、運搬費又は据付け制作等の費用とする。

### (3) 工事雑費

① 工事雑費は、事業主体が事業の施行に伴い、直接必要とする費用であって、次の区分及び内容のとおりとする。

区 分	内 容	備 考
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）	
消耗品費	文具類、事務用消耗器具材等（現況工事出来高写真フィルム等含む）	
光熱水費	電気、ガス、水道使用料等	
印刷製本費	図面、諸帳簿等の印刷費、製本費	
役 務 費	郵便料、電信料、電話料（架設に要する経費を含む）、運搬費、雑役務費	

② 工事雑費は、次により算出された額の範囲内とする。

工事費の2パーセント以内

附 則

この運用は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成26年4月1日から施行する。